広島県告示第四百七十六号

戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。 十七号。以下「法」という。)第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五

平成二十四年五月十七日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

○(三二七—)	二七 四	七(三二六— 祇園五丁目三	七(三二六—	七(三二六)	三 (三二五—	三 (三二五—	一) 三(三二五— 一)	三 (三二五)	区 域 の 名 称	土砂災	所在地
の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊 地	の 種 類 となる 類 類 類 類 類 数 表 質 素 関 数 表 変 素 変 素 変 素 変 素 変 素 変 素 変 変 素 変 素 変 素	害	広島県広島
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	表 区 域 示 の	戒区域	広島県広島市安佐南区祇園、
○ (三二七—	○ (三二七) 祇園五丁目四	二) 七 (三二六— 祇園五丁目三	七 (三二六—一)	七(三二六) 祇園五丁目三		三 (三二五—三)	(三二五— 三(三二五—	三 (三二五) 祇園八丁目二	区 域の名称	土砂災	祇園町、大町西、
の崩壊地	の 崩壊地	の 急 傾 壊 地	の崩壊地	の崩壊地			の 崩壊 地	の崩壊 漁傾斜地	の 自 因 の 発 現 ま る 原 に に に に に に に に に に に に に	害特別	大町東地内
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	号三律の土戒定第区 一年施程砂域する第二 で政行をでは、第二 で政行をでは、第二 で政行をでは、第二 の定令のでは、第二 のでは、 のでは	警戒区域	

(七五	() () () () () () () () () ()	七(五六四九代園四丁目二	七(五六四九 祇園四丁目二	六 (五六一九 祇園五丁目二	七) 五B (五五四	七(五六三九代園五丁目二	七(五六三九 祇園五丁目二	五 (五六一七 祇園五丁目二	九(五五九八 祇園五丁目二	九(五五九八 祇園五丁目二	(四五七九) 祇園四丁目六	一) (四五二〇— 祇園八丁目九	(四五二〇)	四(四五一九	○ (三二七—祇園五丁目四	二) ○ (三二七— 祇園五丁目四
の崩壊地	の崩壊地	の崩壊 地	の崩壊地	の崩壊 地 地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	急傾斜地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の崩壊 地	の崩壊地
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
(七五	() () () () () () () () () ()	一一) 社園四丁目二) 七(五六四九 祇園四丁目二) (五六一九 祇園五丁目二	七) 五B(五五四 祇園八丁目一	一一) 七(五六三九 祇園五丁目二) 七(五六三九 祇園五丁目二	五 (五六一七 祇園五丁目二	十一) 九(五五九八 祇園五丁目二	九 (五五九八 祇園五丁目二	(四五七九)祇園四丁目六	一) (四五二〇— 祇園八丁目九	(四五二〇) 祇園八丁目九	(四五一九) (四五一九)		○ (三二七— (三二七—
の崩壊地	の崩壊地	急傾斜地	の崩壊地	急傾斜地	の崩壊地	急傾斜地	の崩壊の崩壊地	の崩壊の崩壊地	急傾斜地	の崩壊の崩壊地	の崩壊地	急傾斜地	の崩壊 地	の 崩壊地		の崩壊地
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり

大町西三丁目	大町西三丁目	大町西三丁目	大町西三丁目	大町西三丁目	五 (二七〇—	一) 五(二七〇— 大町西三丁目	六 (二七〇)	三 (二六九)	一四) 代園町(七八	一三) 代園町(七八	(七八	(七八	() () () () () ()	(七七	() () () () () () () () () ()	四一(七六)祇園町四丁目
の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
大町西三丁目	大町西三丁目	大町西三丁目	大町西三丁目 一〇 (四五八 五—一)	大町西三丁目			六(二七〇)	三(二六九)	—四) 一四) 七八	—三) —三)	(七八	——) ——)	() () () () () ()	(七七	() () () () () () () () () ()	四一 (七六) 祇園町四丁目
の崩壊地	の 崩壊地	急傾斜地	の崩壊 地	急傾斜地			の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり			次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

大町西二丁目	大町西二丁目	大町西二丁目 三六 (四二〇	大町西二丁目	—————————————————————————————————————	九(四二二一	大町西二丁目	八 (四二二)	——) 二— (二七—	大町西三丁目	大町西三丁目	大町西三丁目	大町西三丁目	十三 (五五四 十三 (五五四	大町西三丁目	大町西三丁目	大町西三丁目
の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
大町西二丁目	大町西二丁目 三六 (四二〇 一一)) 三六(四二○ 三六(四二○	大町西二丁目 一九 (三六六 一二)	一九 (三六六 一九 (三六六	九(四二二—	大町西二丁目	大町西一丁目	大町西三丁目 一一)	大町西三丁目	大町西三丁目 二〇 (五六二 一)	大町西三丁目 二〇 (五六一 〇)	三) 一五(四五二 一五(四五二	一) 一三(五五四 大町西三丁目	大町西三丁目	大町西三丁目	大町西三丁目
の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊 地 地	の 崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	急傾斜地	の崩壊地	の崩壊 地 地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊 地 地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

二一四) 大町西二丁目	大町西二丁目	大町西二丁目	大町西二丁目	大町西一丁目 一〇 (四二四	十三) 十三) 十三)	大町西一丁目 一〇 (四二四	大町西一丁目)	十○ (四五八 一) (四五八	大町西一丁目 一〇 (五六一	大町西二丁目	大町西一丁目	九(四二三)	大町西一丁目	大町西二丁目	大町西二丁目 二七 (四二四	大町西二丁目 一一)
の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
大町西二丁目 三五(四五八	三一两	大町西二丁目 三五 (四五八 二一二)	大町西二丁目二)	大町西一丁目 一〇 (四二四	大町西一丁目 一〇 (四二四		大町西一丁目	大町西一丁目 一〇 (四五八 一)	大町西一丁目 一〇 (五六一		大町西一丁目	九(四二三)	大町西一丁目	大町西二丁目 二一一)	大町西二丁目 一二)	大町西二丁目 四〇(四二一 一一)
の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊 地	の 崩壊地		の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地		の崩壊地 地	の崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

六) 安川支川(二	五隣 b)	五隣a)	五 b) 西青原川(二	五a) 二) 一三(九四七 大町東四丁目	大町西二丁目	大町西二丁目 ○—二)	大町西二丁目	大町西一丁目	五二 (五五四	大町西一丁目 二二 (三六七	大町西一丁目	二三 (四二)	大町西一丁目	一五 (七九)	大町西二丁目 一 一 二八(四五八
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	急傾斜地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり
六) 安川支川(二		五隣 a)	五 b) 五 (二	五 a) 二	大町東四丁目	大町西二丁目	大町西二丁目 〇一二)	大町西二丁目	大町西一丁目 二二(五五四	五) 大町西一丁目	大町西一丁目 一一)	大町西一丁目	二三 (四二)	大町西一丁目	一五 (七九)	大町西二丁目
土石流		土石流	土石流	土石流	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地
次の図のとおり		次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

次の図のとおり	土石流	<u></u>	九二)安川支川	次の図のとおり	土石流	(1)	九二) 安川支川
次の図のとおり	土石流	$\widehat{\underline{}}$	火九 b)	次の図のとおり	土石流	(1)	火九 b)
次の図のとおり	土石流	(1)	火九 a)	次の図のとおり	土石流	(11	八九 a)
次の図のとおり	土石流	$\widehat{\underline{-}}$	九〇) 安川支川	次の図のとおり	土石流	(1)	九〇) 安川支川
次の図のとおり	土石流	$\widehat{\underline{}}$	九一)安川支川	次の図のとおり	土石流		九一) 安川支川
				次の図のとおり	土石流	九	七〇) 安川支川
次の図のとおり	土石流	(11)	〇八) 安川支川	次の図のとおり	土石流	(111	○八) 安川支川
次の図のとおり	土石流	五	安川支川	次の図のとおり	土石流	五	安川支川
次の図のとおり	土石流	(=	○九隣)	次の図のとおり	土石流	(111)	○九隣)
次の図のとおり	土石流	(=	〇九) 安川支川	次の図のとおり	土石流		〇九) 安川支川
次の図のとおり	土石流	九	七四) 安川支川	次の図のとおり	土石流	九	七四) 安川支川
次の図のとおり	土石流	(=	安川支川	次の図のとおり	土石流	(11)	一〇)
次の図のとおり	土石流	九	六七) 安川支川	次の図のとおり	土石流	九	六七) 安川支川
				次の図のとおり	土石流	九	六六) 安川支川
次の図のとおり	土石流	(六	安川支川	次の図のとおり	土石流	(六	安川支川

建設事務所に備え置いて縦覧に供する。 各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県西部